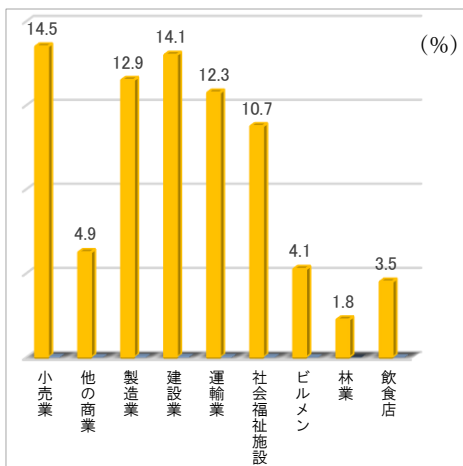
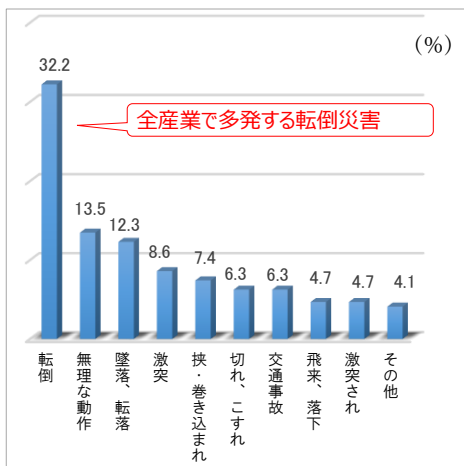


災害分析結果から今後求められる重点対策

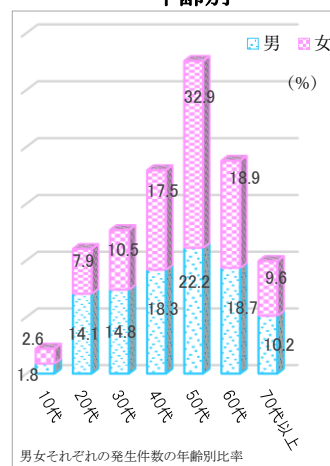
主な業種別



事故の型別



年齢別



コメント：何はともあれ転倒予防！

岩手県内の労働災害発生状況は、岩手労働局ホームページ「事例・統計情報」をご覧ください。→



POINT 1

転倒予防(腰痛を含む)・・・設備改善(リスクアセスメント)、体づくり、安全教育・研修

POINT 2

高齢者対策・・・エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の推進

POINT 3

業種特有の災害を予防(死亡災害の予防)

製造業：挟まれ巻き込まれ災害の防止、**建設業**：墜落・転落災害の防止

商業、社会福祉施設：作業行動に起因する災害防止、**林業**：伐木作業の安全確保



安全・安心な職場づくりのため転倒防止の対策に取り組みましょう！



チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S(整理・整頓・清掃・清潔)の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てわかるので、事故やケガが減りました

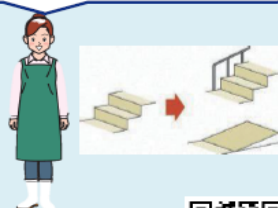


職場のあんぜんサイト『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いませんか！

ごぞんじですか！「安全衛生優良企業公表制度」



厚生労働省 職場のあんぜんサイト 安全衛生優良企業公表制度 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が変わります



(現在)

(改正後) 令和5年4月1日から

	1か月の時間外労働 1日8時間、1週40時間 を超えたる労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 1日8時間、1週40時間 を超えたる労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業の割増賃金率を引上げ

※給与と計算ソフトの見直しも忘れずに！

施行期日

2023年(令和5年)4月1日から適用

働き方改革関連法の施行に伴い労働基準法が改正され、月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率が50%とされましたが、中小企業では猶予期間を設け、令和5年4月1日から適用となります。

これまでは【(時間単価×25%)×時間外労働の時間数】でしたが、令和5年4月1日以降は、【(時間単価×50%)×時間外労働の時間数】となります。

給与と計算ソフトの設定見直しもお忘れなきようご確認ください。

また、就業規則(賃金規定)の変更も必要ですので、所轄労働基準監督署に変更届も忘れずにお願いいたします。



厚生労働省 主要様式ダウンロードコーナー

検索

労働条件の確保改善、職場環境の改善を進めましょう！

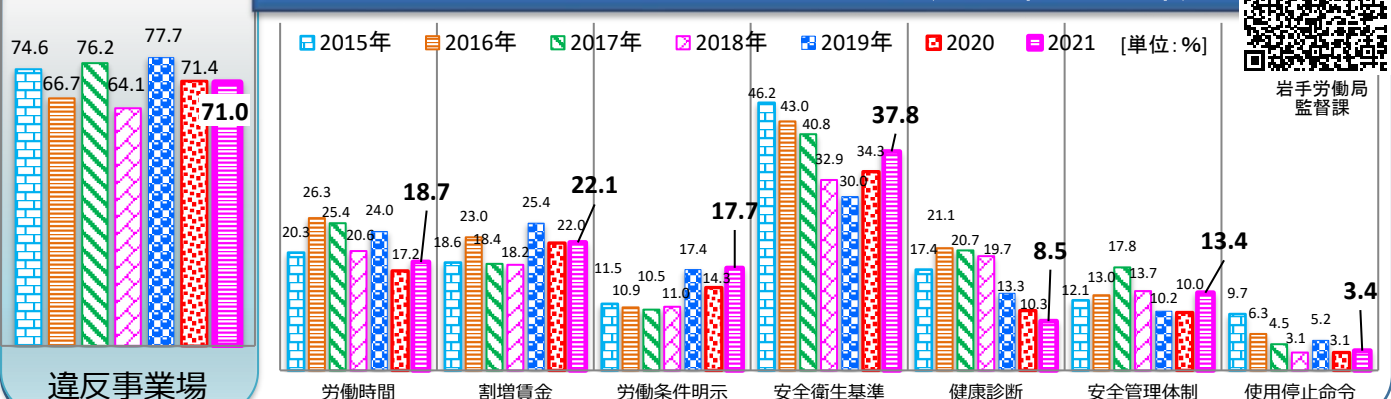


岩手労働局(7労働基準監督署)では、年間を通じて県内各企業への監督指導等を実施しております。

過労死等防止対策法が施行され、過重労働防止対策強化以降の監督指導結果を見ますと、何らかの法違反が認められた事業場は全体の7割台で推移しており、特に安全衛生対策に関する違反率が高くなっています。また、労働時間(違法な長時間労働)、割増賃金(時間カット、手当参入漏れ、固定残業代等)に関する違反もなかなか減少に至っておらず、労働時間の未把握、長時間労働、年次有給休暇、メンタルヘルス対策の未実施等も認められており、労務管理、安全衛生管理等の改善が求められます。

3月1日から31日まで「自殺対策強化月間」です。職場では、長時間労働・過重労働による健康障害防止、ストレスチェック、メンタルヘルス対策などに取り組んでいただきますようお願いいたします。

岩手労働局 監督指導結果 (2015年~2021年)



岩手労働局
監督課